

令和元年度第5回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和元年（2019年）10月24日（木） 13:30～17:30

2 場 所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

3 内 容

○ 議事

（1）（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について（第3回審議）

（2）諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書について（第3回審議）

（3）その他

4 出席委員（五十音順、敬称略）

梅 崎 健 夫（委員長職務代理者（副））

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝（委員長）

亀 山 章

北 原 曜

陸 齊

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志（委員長職務代理者（正））

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

御 巫 由 紀

5 欠席委員（五十音順、敬称略）

山 室 真 澄

事務局
飯田
(県環境政策課)

ただいまから、令和元年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、長野県環境部環境政策課環境審査係長の飯田と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、会議における発言に対して、拍手やその他の方法により公然と意思を表明しないことなどの傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからのみの撮影とさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。山室委員から御都合により欠席という連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることとなっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

台風の被害がかなり大きかったようですが、御出席いただいているということは、皆様は恐らく御自宅には被害がなかったか、少なかったのだろうと想像させていただいております。被害を受けた方がいらっしゃいましたら、お見舞いを申し上げます。

では、さっそく議事に入らせていただきます。今日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局
飯田

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」について、9月19日に開催した技術委員会での審議に続き、3回目の審議をお願いします。議事(1)は、概ね14時50分までに審議を終了し、休憩を挟んで議事(2)の審議に移る予定としております。

議事(2)は、「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書」について、9月2日に開催した技術委員会での審議に続きまして、3回目の審議をお願いします。この審議の中では、10月8日に開催した第2回水象部会で追加説明を求めた事項についても、可能な範囲で検討を進めていただきたいと思います。議事(2)は、概ね16時20分までに審議を終了し、休憩を挟んで議事(3)の審議に移る予定です。

議事(3)では、湖周行政事務組合のごみ処理施設に係る事後調査報告書について審議をお願いします、概ね17時には会議を終了する予定としております。

本日の会議資料ですが、お手元に資料1から資料5を配布しております。

資料1は、(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について、前回、9月19日の第2回方法書審議において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見とそれに対する事業者の見解をまとめたものであり、資料1の内容を補足説明するため、併せて資料1-1と1-2が用意されております。

資料2は、この方法書の内容について、第1回と第2回の審議内容を踏まえて、技術委員会意見として集約する内容の案を整理しています。

議事(1)の中部横断自動車道の方法書については、今後、当該事業に対する住民等から事業者へ提出された環境保全上の見地からの意見と関係自治体からの意見を技術委員会にも紹介させていただいた後、方法書に関する本日第3回目までの審議内容を網羅するかたちで、11月もしくは12月の技術委員会で委員会としての意見を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

資料3は、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について、9月2日の第2回準備書審議において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいた

いた御意見とそれに対する事業者の見解をまとめたものであり、資料3の内容を補足説明するため、併せて資料3-1が用意されております。

資料4は、10月8日に開催しました第2回水象部会での検討において、次回以降の委員会で追加説明することを予定した内容のうち、今回回答が間に合った情報について整理しています。今回の技術委員会までに整理できていない情報については、11月20日に計画しています第3回水象部会において検討する予定です。

議事(2)の諏訪市四賀ソーラー事業の準備書については、今後県に送付される当該事業に対する住民等からの意見とそれに対する事業者見解を次回以降の技術委員会で紹介した上で、準備書の内容について議論を深めていただく予定としています。

資料5は、議事(3)の湖周行政事務組合のごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書を配付させていただいております。

本日の議事(1)(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る方法書や議事(2)諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る準備書の審議方法についてですが、それぞれの案件について、希少野生動植物の生息・生育場所やそれらが類推できる情報を扱う必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、各議事の最後にまとめて審議いただくように運営したいと思っております。非公開審議の必要性は、委員及び委員長判断により御指示いただくようお願いいたします。非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道機関の皆様には一旦退室いただき、室外の待合スペースでお待ちいただくようお願いいたします。非公開審議が終了しましたら再度入室を御案内させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

本日も審議内容に非公開とする必要がある可能性のある内容が含まれているということです。全体を非公開にすることはできるだけ避けたいと思っておりますので、希少動植物の具体的な生息場所等に関する文言が御発言の中に出てくる場合には、事前に非公開扱いを求めるような発言をしていただいた上で、傍聴の方と報道関係の方に御退席いただいて審議をするというかたちにしたいと思っております。御協力のほどお願いいたします。

何か、御質問等ありますでしょうか。

では、さっそく議事(1)「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」についての審議です。

事業者の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。さっそくですが、資料1と関連する資料1-1、1-2につきまして、御説明をお願いします。

事業予定者
清水
(長野国道事務所)

長野国道事務所道路計画推進室の室長をしております清水と申します。

それでは、資料の御説明をさせていただきます。これまで2回の御審議をいただいておりますので、その意見を資料1にまとめました。資料1のうち宿題となっているところから進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

資料1をご覧ください。第2回審議の御意見等のうち、「事後回答(第3回審議)」と記載させていただいております内容について、これから御説明させていただきます。

資料1の2-1番は片谷委員長からいただいた御意見です。この御意見の前段として、第1回審議の1-1番で、評価の手法に関し、法律上の環境基準が定められていない項目について、環境基準と比較するという記載は不相当という御意見がございました。

資料1-1の24ページをご覧ください。大気の表の一番右側にあります「評価の手法」欄の記載について、第1回審議のときは、「環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価。環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」と記載があり、全てがこの基準ではないという御指摘をいただきまして、第2回でこの表を修正し、「環境基準、『道路環境影響評価の技術手法』に示されている参考値との整合が図られているか否かについて評価」としました。

これについて、資料1に戻りまして、委員長から「予測評価の修正について、第2回資料1-1への追記だけでなく、方法書の加除訂正版のようなかたちで、補足を文章化していただきたいという趣旨」、「環境要素ごとの評価手法の記載内容がかなり似通っている。方法書の記載は十分に項目ごとの特性を反映した記載になっているという判断か」、また、「もう一度方法書の文章を点検し、方法書に補足追記した資料を提出すること。補足追記部分は赤字にし、方法書と一体的に保存できる形式で作成することが望ましい」という御意見をいただきました。これについて、確認しますということで、宿題となっていたものです。

事後回答は、「記載内容について確認いたしました。評価の手法につきましては、『道路環境影響評価の技術手法』に記載されている手法を参考として記載しており、各項目に応じた記載となっていると考えております」、「『回避又は低減に係る評価』につきましては、いずれの項目につきましても、今後の調査予測の結果を踏まえて、実行可能な範囲でさらなる環境負荷の低減に努めてまいりたいという考えから、記載させていただいております」とまとめさせていただきました。

4ページの2-6番の御意見は、塩田委員からいただきました。内容は、方法書等に記載されている図面等の表記の仕方について、「学校等の施設が表示されていない。また、道路との距離関係が全く書かれていない。調査・予測・評価の図に学校、病院等の施設を表示すること。また、道路との距離が分かるのであれば、距離も表示すること」と御指摘いただいたものです。これは、第2回審議のときに、次回関係施設を落とし込んだかたちで修正しますということにさせていただきました。

また資料が飛びますが、資料1-1の24ページに平面図がございます。平面図は、大気の関係する箇所にオレンジ色の丸又は赤丸を打っております。この周辺に、小さくて申し訳ないんですが、丸いピンク色が病院、青い三角が社会福祉施設、丸い赤が学校教育施設ということで表示しています。このようなかたちで、次のページ以降全てで関係施設を落とし込み、図面を修正しました。

資料1に戻ります。事後回答は、「第3回資料1-1の調査・予測・評価の図について、学校、病院等の施設を落とし込んだかたちで修正いたしました」、「道路との距離については、ルートの位置については現時点では決定しておりませんので、お示しすることが困難です」という見解です。

次に5ページをご覧ください。2-9番の御意見は富樫委員からいただきました。この御意見につきましては、1-10番で「水象の地下水が選定されているものについては、関連性が強い地質も合わせて選定するべきである」という御意見をいただき、第2回審議の際、これについて、「1-10番でお願いしたかったことは、方法書の表8-2-1評価項目の選定について、今のところ詳細な構造は分からず、ルートも正確には決まっていないのであれば、可能性を事前に拾い上げて、可能性のある内容は評価項目に入れるのが適切ではないかということ。『重要な地形及び地質』だけではなく、『等』や『土地の安定等』などの表現にて、土地の安定や地下水についても捉えられるように修正していただきたい。『地形・地質』の環境要因として、『切土工等又は既存の工作物の除去』、『トンネル工事の実施』及び『道路（地下式）の存在』を選定すべき」と御意見をいただきました。また、委員長から「項目名に『等』を入れることや『土地の安定性』といった文言を追加することも含めて検討いただきたい」と御意見をいただきました。

これにつきましては、「第3回資料1-1及び資料1-2に示しますとおり、項目選定の考え方について補足する資料として整理させていただきました。土地の安定性につきましては、準備書の検討及び今後のルート検討におきまして、事業実施区域及びその周辺の災害危険地形等の状況を把握し、当然のことながら、安全に配慮した構造を検討してまいります」という見解です。

資料1-1の21ページをご覧ください。先ほどの「地形・地質」の項目について、赤書きで追記させていただきました。「地形及び地質」のところに※3番がございます。※3番の説明ですが、「地形・地質については、水象（地下水）等の検討の中で調査・検討するとともに、周辺の災害危険地形等の状況を把握し、安全に配慮した構造を検討する」

と記載させていただきました。地形・地質については、水象の中で検討していきます。

次に資料1の6ページをご覧ください。2-12番の御意見は中村寛志先生からいただきました。この内容につきましては、1-11番の内容とリンクしますので、まず1-11番を御説明いたします。「選定根拠の長野県条例欄は、『指定』又は『特別指定』とすべき」という御意見です。実は、ここにつきましては、誤植がございました。見解等要旨欄は、「御指摘のとおり誤植がございましたので、準備書以降の今後の整理において是正」していくことにいたしました。

これにつきまして、2-12番の御意見は、「準備書で直すだけでなく、正誤表のようなかたちで方法書の中に入れ込んでいただきたい」というものです。

今回の回答は、「方法書の中に正誤表として入れ込むことは困難と考えておりますが、ホームページ等で公表させていただくとともに、準備書以降の今後の整理において是正いたします」とさせていただきますと思います。

次に2-13番の御意見です。大窪委員からいただきました。「文献資料として、千曲川河川事務所が実施している河川の水辺国勢調査報告書（複数年度）及び必要に応じて筑波大又は信州大学で実施された演習林、農場等での研究成果等を入れ、これらの内容についても加える必要がある」ということです。

これにつきましては、「方法書における地域の概況の整理においては、『道路環境影響評価の技術手法』を参考として、主に行政機関が発行している資料を基に行っております」、「今後、予測評価の実施に向けて調査を進めるにあたっては、ご指摘いただきました文献も含め、また大学施設を含めた地元関係者へのヒアリング調査や資料収集等も必要に応じて行いながら、現地調査を行っていくことを想定しております」という回答です。

8ページの2-18番の御意見です。大窪委員からいただきました。内容は、「対象地域における植物相や重要種の特徴について、植物地理学的な見地からの説明が乏しく、両県での共通点や相違点について説明が不足している。例えば、『ハヶ岳の周辺地域は、日本列島の中でも、特に長期間、火山活動が活発であったため、このような地史的な要因から、本地域にのみ分布する植物種のあることが知られている。』等の修正が必要である」という御意見です。

これにつきまして、「今後、準備書の段階における植物相のとりまとめにあたりましては、ご指摘いただきました内容を踏まえ、記載内容を整理してまいります」という見解です。

次、2-19番の御意見です。大窪委員から「植生の状況について、現存植生図を用い、植生学的な本地域の特徴を植生帯ごとに自然植生や代償植生の違いを踏まえながら説明する必要がある。現存植生図の植生区分ごとに整理をすれば、自然環境の基盤としての植生状況について解釈しやすくなる」と御意見をいただきました。

これにつきましては、「今後、準備書の段階において、現地調査における植生調査結果のとりまとめにあたりましては、ご指摘いただきました内容を踏まえ、整理してまいります」という見解です。

2-20番の御意見です。大窪委員からいただきました。「自然環境の類型区分を大きく7区分に類型化しているが、図5-1-14現存植生図で見る限り、もう少し多様な類型化が必要と判断する。特に、湿地に生育するヌマガヤオーダーやツルヨシ群集に相当する湿性草原は、地域における希少種の宝庫である。乾性的な草本群落としては、フジアカショウマーシモツケソウ群集も地域の特徴的な群落として取り上げるべき。本地域の自然環境は多様であり、もう少し詳細な植生の類型化が必要と考える」というものです。

これにつきましては、「植生の把握につきましては、今後、現地調査により詳細に把握してまいります。また、今後、準備書段階における生態系のとりまとめにあたりましては、動植物の現地調査結果を踏まえ、ご指摘いただきました内容を考慮して、整理してまいります」という見解です。

次に2-21番です。第2回の審議後、中村雅彦委員から、「今回の道路の沿線近くに筑波大学の施設や信大農学部施設があるが、こうした施設は大抵、施設の紀要や報告が

あり、そのなかに施設内の植生、昆虫相、鳥類相といった基礎的データを扱ったものがあるはずである。これらの内容についても網羅して整理されているか」と御意見をいただきました。

これにつきましては、「方法書における地域の概況の整理においては、『道路環境影響評価の技術手法』を参考として、主に行政機関が発行している資料を基に行っております。今後、予測評価の実施に向けて調査を進めるにあたっては、ご指摘いただきました文献も含め、また大学施設を含めた地元関係者へのヒアリング調査や資料収集等も必要に応じて行いながら、現地調査を行っていくことを想定しております」という見解です。

2-22 番は亀山委員からいただいた御意見です。「ルートの長野県部分の東側は、特に自然環境と景観が優れており、景観と人と自然との触れ合い活動の場とで考慮すべきことが重なっていることが重要。調査予測評価に当たっては、以下の点に特に配慮すること」ということで、2-22 番に記載のとおり6点を挙げられています。

これにつきましては、「今後、準備書の作成にあたりましては、ご指摘いただきました内容に留意して、調査予測評価を進めてまいります。野辺山の電波天文台につきましては、国道141号の交通振動を踏まえ、現況以上に天文台へ負荷を与えない距離は約800mと計算されたことから、安全側に考え、パラボラアンテナ設置付近から半径約1kmの範囲を『ルート帯検討』が不可能な範囲として検討しております」という見解です。

10 ページの2-24 番は文化財関係です。大窪委員から、方法書5-135 ページの関係で、「市町村で指定されている生物種と生息地、生育地に関する天然記念物についても天然記念物の内容に追加して整理する必要がある」という御意見をいただきました。

これにつきましては、「市町村指定の天然記念物につきましても確認しており、概略的な位置から調査地域に該当すると考えられるものについては、方法書の表5-2-28(2)(P.5-138)に整理しております。今後、現地調査に入る段階で、関係市町村へのヒアリング等を行い、天然記念物の状況を把握しながら、準備書において整理いたします」という見解です。

11 ページの2-25 番です。梅崎委員から、方法書の表8-2-1 評価項目の選定について、「トンネル工事等では土砂等が発生するため、搬入搬出によるトラック等の運行計画、土砂の仮置き場、土壌汚染物質調査等も項目として挙げるべきではないか。『廃棄物等』の環境要因として『切土工等又は既存の工作物の除去』が選定されているが、トンネル掘削の道路形式に付随したいくつかの項目が選定されていない。上記の内容全てが表8-2-1 において『切土工等又は既存の工作物の除去』の内容に含まれるというのには分かりにくいので、項目として分けて示した方がいいのではないか」、また、委員長から捕捉的に、「十分な環境配慮をする方針であるという姿勢は見せていただいているので、それを何らかのかたちで表明していただきたい」という御意見をいただきました。

これにつきましては、「第3回資料1-1 及び資料1-2 に示しますとおり、項目選定の考え方について補足する資料として整理させていただきました。本技術委員会の資料として公表する形とさせていただきますとともに、準備書以降の今後の検討において適切に実施してまいります」ということで、また先ほどの資料1-1 の22 ページをご覧ください。表の一番下の段が廃棄物等の記載です。この段の「トンネル工事の実施」欄に※7 番があり、※7 番の説明として、「『トンネル工事の実施』による建設副産物の発生は、『切土工等又は既存の工作物の除去』の項目において検討する」と記載されております。※7 番を付けている「トンネル工事の実施」は、「切土工等又は既存の工作物の除去」の中に含まれているという見解です。

資料1 の2-26 番は、小澤委員からの御意見です。「建設工事に伴う副産物の発生について予測・評価をするため、調査地域の地域特性として、利用が想定される産業廃棄物中間処理施設が2社示されているが、中間処理施設は2社で十分と考えているか。また、再利用方法の検討に当たっては、事業実施区域及びその周辺区域を含む範囲とするとあるが、『その周辺区域を含む範囲』とはおおよそどれくらいの範囲を想定しているか。コンクリート塊、建設発生木材等の再生利用に当たっては、想定する範囲の中間処理施設の処理能力も含めた予測・評価を行い、建設副産物の適切な処理・活用を図ること」

という御意見です。

これにつきまして、「現時点ではルートや位置や構造等も決定しておりませんので、中間処理業者が2社で十分であるかの判断は困難な状況です。再利用方法の検討にあたっての『事業実施区域及びその周辺区域を含む範囲』としては、『技術手法』に記載されているとおり『リサイクル原則化ルール』に示されている『50kmの範囲内』を想定しております。今後の事業の実施にあたっては、適切に予測評価するとともに、法令に基づき建設副産物の適切な処理・活用に努めてまいります」という見解です。

資料1-1のうち、今までの説明に入っておりませんでした項目を追加で説明させていただきます。

まず、資料1-1の21ページをご覧ください。騒音の段の「トンネル工事の実施」の項目に※1番があります。第1回と第2回の審議を通しまして、トンネル工事のときの騒音についてはどうなのかという意見が出されましたが、「トンネル工事の実施」による騒音については、「建設機械の稼働」の項目において検討するというので、「建設機械の稼働」の項目に包含されているという認識です。

また、※2番は低周波音の段の「道路（嵩上式）の存在」の項目に入っていますが、これにつきましては、「道路（嵩上式）存在」による低周波音は、「自動車の走行」の項目において検討するという事です。

※4番につきましては、地形・地質について、「切土工等又は既存の工作物の除去」と「トンネル工事の実施」による影響は「工事施工ヤードの設置」と「工事用道路等の設置」の項目において検討し、「道路（地下式）の存在」による影響は工事中の改変として検討します。※4番は、まず、地形・地質の「切土工等又は既存の工作物の除去」の欄にあります。これは「工事施工ヤードの設置」又は「工事用道路等の設置」に包含されております。また、「トンネル工事の実施」にも※4番がありますが、これも「工事施工ヤードの設置」、「工事用道路等の設置」に包含されております。「土地又は工作物の存在及び供用」の中の「道路（地下式）の存在」の欄にも※4番がありますが、こちらについては、「工事の実施」の中の「工事施工ヤードの設置」、「工事用道路等の設置」に包含されます。

次に、資料1-1の22ページをご覧ください。動物の段の「水底の掘削」に※5番があります。これにつきましては、「水底の掘削」による影響は、工事の実施の「工事施工ヤードの設置」、「工事用道路等の設置」の項目において検討しますので、これらの項目に包含されております。

同じく動物の段の「自動車の走行」欄に※6番があります。これにつきましては、ロードキルの話ですが、第1回、第2回の審議で御意見として出されましたが、ロードキルを含む供用後の影響は、供用後の「道路（地表式又は掘削式）の存在」、「道路（嵩上式）の存在」及び「道路（地下式）の存在」の項目において検討するというので、ロードキルに関してはこれらの項目に包含されております。

※7番は先ほど説明させていただきました。

以上で私からの説明を終わります。

ありがとうございました。

資料1と関連する資料1-1、1-2について、一通り御説明いただきました。

では、これから、委員の皆様から御意見等の発言を承りたいと思います。

いつもの要領ですが、資料1の順番に基づいて、色がついている「事後回答（第3回審議）」と書かれている項目について、確認を進めてまいります。まず、当初御発言いただいた委員に見解をうかがって、その後、他の委員の皆様から御発言があれば承るというやり方で進めてまいります。

それでは、資料1の1ページに戻っていただきまして、2-1番は私の発言です。

要は、方法書の記載内容が項目ごとに特徴付けられていないのではないかという指摘でした。

それに対しまして、今日の御回答では、「道路環境影響評価の技術手法」に沿って

片谷委員長

るということで、各項目に応じて記載されているという回答です。

しかし、方法書を見る限りでは、項目ごとにその項目の特性に応じた記載になっているとは私には見えませんが、こういう御回答をいただきましたので、もう審議の時間もございませんから、この件は次の図書でしかるべき対応をしていただくことを事業者さんをお願いするというところで収めたいと考えております。

ただ、ひとつ申し上げておきますが、国土技術政策総合研究所が出された「道路環境影響評価の手技術法」の中の「はじめに」という文章の中において、「ただし、これらの手法等はいくまで一例であり、実際には各事業者が対象道路事業毎にこれらの手法等を参考としつつ、適切な手法等を選択することが望ましい。」と記載されています。ですから、やはり、対象事業の地域特性を考慮すれば方法が変わってくることは大いにあり得るということ、国土技術政策総合研究所がこの「はじめに」の文章の中で記載しているわけですので、私が新たにそれを指摘しているわけではございません。

この「はじめに」の記載を十分考慮して今後の図書作成を進めていただくことを強く求めるということを申し上げて、今回の回答についてはこれでやむを得ないということで、了解したことにさせていただきます。今後の図書では十分に考慮していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

事業予定者
清水

承知いたしました。

片谷委員長

委員の皆様から何か追加の発言はありますでしょうか。
では、次に進みます。

続きまして4ページ、2-6番です。塩田委員の御指摘に対して、図にいろいろ施設等を書き込んだものが今回出てきております。ただ、距離を明示することは困難であるという回答ですが、塩田委員、いかがでしょうか。

塩田委員

資料1-1の26ページあたりに書かれている計画道路の中に、病院、社会福祉施設、学校教育施設等が結構存在していることが分かりましたので、実際に予測評価をするときには、これらの施設に配慮しながらやっていただきたいと思っております。

これからもこのような計画のときには、病院などの施設をしっかりと図面上に表示して、事業区域と施設との関係がはっきり分かるようにしていただきたいと思っております。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。事業者さんから何かコメント等がありますか。

事業予定者
清水

これからも分かりやすい資料に配慮して進めていきたいと思っております。
御指摘ありがとうございました。

片谷委員長

今後の図書でも、今の御指摘を十分反映させていただくようお願いいたします。
他の委員の皆様から何か発言があれば承ります。

では、次に進みます。5ページの2-9番です。富樫委員の御発言に対する回答ですが、いかがでしょうか。

富樫委員

先ほど御説明いただきましたが、例えば、資料1-1の21、22ページの「項目の選定」の表に米印(※)がたくさんあります。これは地形・地質に限らないと思っておりますが、この資料は技術委員会での説明のためのものなのか、それとも資料1-1のように内容を修正して、今後、例えば次の図書などに記載していくということでしょうか。

片谷委員長

この米印の意味するところについて、事業者さんから御回答いただけますか。

事業予定者
清水

本日御説明させていただいた内容は、基本的に説明資料ということで記載したものを
お持ちしました。ただ、この米印の内容につきましては、一切配慮しないということでは
なく、実際の調査や今後予測評価する中では当然配慮する項目として考えています。

富樫委員

例えば準備書が出てきたときに、方法書においてどういう項目を選定してやってきた
かということ振り返るときがあると思いますが、そのときになってみると、この会議
の内容にまで遡って確認するのはほとんど無理です。

やはり分かりやすくということであれば、この米印はほとんどどれも検討するという
内容ですので、項目に丸（○、●）を付けるなり、もう一つ印を追加するなりして、分
かりやすく、また、後々もすぐに確認できるように是非配慮していただきたいというの
が希望です。

片谷委員長

この米印も黒丸（●）や白丸（○）に並ぶ記号の一つと解釈できますが、それをこの
方法書を作る段階で書いていただければ、方法書と一緒に残るので、後で確認がし
やすかったわけです。ところが、方法書とは別の資料が出てきていますので、両方を突
き合わせないと確認ができないということになります。

方法書を製本し直すということはなかなか簡単ではありませんが、先ほど事業者さん
から分かりやすい図書の作成に今後も努めるという趣旨の御発言がありましたから、後
から補足資料で説明しなくても済むレベルの図書を作っていただきたいということを
申し上げておきたいと思います。

事務局に確認ですが、今日出てきたこの資料 1-1、1-2 もホームページ上で公表され
るんですね。では、方法書の本体とは別冊になってしまっていますが、公式記録として
は残るということで、富樫委員、御了解いただけますか。

梅崎委員

よろしいですか。

片谷委員長

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

今のことに関連して、ほかの環境要素でも、この項目の検討はこちらの項目に含まれ
るというような説明があり、私が指摘した廃棄物等も、「トンネル工事の実施」による
建設副産物の発生は「切土工等又は既存の工作物の除去」の項目で検討しますとなっ
ています。ということは、例えば資料 1-2 の表ですが、「工事の実施」や「土地又は工作
物の存在及び供用」の影響要因の項目に対して、こういう影響評価をやりますという説
明になっています。

これは逆だと思います。それぞれの環境要素について、こういう項目の影響がこうな
っていると、表を横に見なくてはいけないと思います。そこが少し説明が分かりにく
くなっている原因だと思いますし、横に見ないと、富樫委員も言われたように、せつ
かくの細かい指摘が消えてしまいます。

例えば、少し先走って言いますが、トンネル工事における発生土置き場とか交通量の
問題とかです。要するに、やはり表を横に見なければいけないと思います。それを表の
縦列の影響要因のところに入れて説明しようとしているので、分かりにくいと思いま
す。ここは再検討していただいた方が、この後の他の項目についても分かりやすいと思
います。

片谷委員長

それは、次の図書の中でということによろしいですよ。

梅崎委員

はい。

片谷委員長

今の御指摘は、例えば廃棄物等について、「切土工等又は既存の工作物の状況」に黒

丸が付いていて、「トンネル工事の実施」というところに※7番が付いているので、次の図書を作成する段階で、廃棄物等の予測評価と保全対策は、「切土工等又は既存の工作物の除去」と「トンネル工事の実施」の両方に関わるものであるということを冒頭で記載していただくとより明確になるということです。

梅崎委員

繰り返しになりますが、やはり影響評価の項目の中でそれぞれの工事の影響についてどう検討したかという書き方が分かりやすいということです。まとめて工事の影響のどこかの項目でみるよりも、廃棄物は、例えば切土工でも出ますし、トンネル工事でも出ますので、廃棄物について、それぞれの影響をどう検討したかということです。工事主体で項目を選定しているので、すごく分かりにくくなっています。

片谷委員長

恐らく次の図書では、この影響要因の区分に書かれている「切土工等又は既存の工作物の除去」などの項目名が、図書の見出しに出てきますよね。少なくともその見出しの記載の中で、今の廃棄物の話で言えば、「切土工等又は既存の工作物の除去」の後に、例えば「(トンネル工事の実施を含む)」といった記載をしていただくと、両方を見据えた予測評価であるということがより明確になります。影響要因が複数の項目にまたがっているようなものに関しては、それが明確になるような記載をしていただきたいというのが、今の御指摘の趣旨だと思います。

梅崎委員

主語は、あくまでも影響評価項目だということですね。

片谷委員長

そうですね。一番まずいのは、読んだ人がトンネルを掘ること自体は廃棄物には関係がないと見てしまうことです。そうならないように、せつかく今日の資料1-2の表に米印をたくさん付けて説明を補足していただいたので、それが次の図書にも反映されたかたちになるように、見出しの項目名の書き方を考えていただきたいということをお願いしたいと思います。事業者さん、よろしいですか。

事業予定者
清水

今この段階で即答はできませんが、御意見をいただきましたので、どのようなかたちで表現したら分かりやすくなるかというのは、もう一度準備書の段階で検討して提示できるようにしたいと思います。

片谷委員長

この委員会が審議するのは準備書が出てからになりますので、今お願いしたような書き方に関する確認的な事項については、準備書を製本される前に事務局と事前打ち合わせをされると思いますから、その段階で事務局の確認を受けるというようなかたちで進めていただきたいと思います。

この委員会に提出されて、既に製本されている図書に対して、やはり作り直せということはできれば言いたくありませんので、その前の段階で事務局にできるだけ確認を取っていただくとお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事業予定者
清水

承知しました。

片谷委員長

ほかの委員から御発言はありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

資料1-2で、動物の項目の※6番について、「自動車の走行」は「道路の存在」に含まれるということですが、動物にとって、恐らく道路が存在することと自動車が走行するということは全く違います。車がほとんど通らない高速道路とたくさん車が通る高速道路では、全く動物に対する影響は違うと思いますので、「自動車の走行」を「道路の存在」に含めるというのはいかがかと思います。

分かりやすく言えば、大気環境はほとんどが「自動車の走行」に印が付いています。

つまり、人間に対し影響があるということは認めているにもかかわらず、ほかの動物には影響がないというのはいり得ませんので、動物の専門ではございませんが、ここはいくらなんでも「道路の存在」に含めるというのはいかしいのではないかと思います。

片谷委員長 事業者さん、今の件はいかがですか。

コンサルタント
加藤 (日本工営株式会社) 御指摘のとおり、ロードキルは自動車が走ってはじめて発生するということは当然認識しております。ただ、この項目選定の中では、道路が存在して、それによって道路に入ってきた動物にロードキルが起こるかどうということ、「道路の存在」に含めているところです。

準備書の中では、当然車が走ることによるロードキルの影響については検討していくと現在は考えております。

片谷委員長 鈴木委員の御指摘はもっともだと思いますが、事業者さんは恐らくほかの国の道路事業との整合性を重視されているのだと思いますので、次の図書の中で、自動車が走行することによるロードキル発生の予測評価と保全対策を記載していただくということで、鈴木委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

是非そこは明確になるようにしてください。日本工営さんから回答がありましたが、道路があるだけではロードキルは起こりませんので、その辺の誤解を招かないような記載をしていただくようお願いいたします。

ほかに何か御質問等がありますか。では、次に進みます。

資料1の6ページ、2-12番の中村寛志委員の発言ですが、いかがでしょうか。

中村寛志委員 これは明らかに誤植ですので、分かるようにホームページで公表していただいて、準備書では訂正されて出てくるということで結構です。

ただし、今まで僕も見ることがないのですが、図書に正誤表を入れるという習慣といったことは全然なかったんですか。

片谷委員長 私はないと認識していませんが、事務局はいかがですか。

事務局
飯田 公告された図書に正誤表を付けるというのは、あまり例はないかと思いますが、不可能な措置ではないと思います。その場合、修正内容を周知する方法が課題になってくると思います。審議を担当している技術委員会や事務局では、そのような修正経過を承知して、次の準備書等環境アセス手続きを進めるにあたり経過を踏まえて審議に反映させることになると思います。

片谷委員長 個人的には正誤表でいいと思います。もしくは正誤表をホームページに掲載するという方法でもいいんですが、そこは事務局で再度御検討ください。訂正が行われたことが記録に残ることが重要だと思います。方法はいろいろ選択肢があると思いますので、事務局で検討をお願いいたします。

では、その次、2-13番の大窪委員の御発言ですが、いかがでしょうか。

大窪委員 大窪です。回答は、指摘事項に対して対応していただけるということで大丈夫でしょうか。

事業予定者
清水 はい、最終的には準備書の段階で対応することを考えております。

大窪委員 2-13番で挙げた方法書P5-42～5-45については、動物の生息状況についての資料追加の指摘でしたが、植物についても、2-13番で挙げた資料を参考に準備書の作成をしてい

ただきたいということを追加の指摘事項として今言っておきたいのですが、大丈夫でしょうか。

コンサルタント
加藤 はい。植物についても同様に、もう少し内容を精査しまして、準備書の中に反映するように進めていきたいと思えます。

大窪委員 よろしくお願ひします。

片谷委員長 方法書から準備書に進む段階で、参考にする資料が増えることに関しては問題ありません。今の大窪委員の御指摘も含めて、例えば、今後新たに出てくる文献もあり得ますから、そういうものが入手できたらそれも参考にするなど、文献の追加は可能性あると思えます。可能なものはもちろん取り入れる方向で進めていただくようお願いいたします。よろしいですか、大窪委員。

大窪委員 大学の演習林や農場で発行している紀要、文献のほかに、これらの場所で研究等をしている大学の教員が外部の学術雑誌に出している文献などもあります。それら文献は、大学が発行している年報の中に、どこにどういう仕事をしているかというリストがありますので、参考にさせていただければと思えます。お願ひします。

片谷委員長 それは信州大学でしょうか。

大窪委員 筑波大学と信州大学の両方ですね。

片谷委員長 その年報に記載されているということですか。

大窪委員 はい。

片谷委員長 日本工営さん、それは調査済みですか、まだこれからですか。

コンサルタント
加藤 すみません、現時点では、そういった文献が出ているということは把握させていただいておりましたが、こちらの方法書等にはまだ反映しておりませんので、今後調査をしていくにあたって、御指摘いただいたようなものを参考にしながら進めていきたいと思っております。

片谷委員長 よろしくお願ひします。ほかに関連する御発言はありますか。

では、次に進みます。次は資料1の8ページで、2-18、2-19、2-20番まで3つ続けて大窪委員の御発言です。1つずつでもまとめてでも結構です。いかがでしょうか。

大窪委員 対応していただけるという回答ですので、これでよろしくお願ひいたします。

片谷委員長 これは指摘を受け入れるという御回答ですので、しっかりやっていただくということでお願ひしたいと思えます。

続きまして、2-21番は中村雅彦委員の御意見ですが、いかがでしょうか。

中村雅彦委員 私の意見は大窪委員の意見と重なっています。この回答で結構です。よろしくお願ひします。

片谷委員長 これも対応するという御回答だと理解できますので、確実に実行していただくようお願いいたします。

関連する御発言はありませんか。

	では、次に進みます。2-22 番は亀山委員の御発言ですが、いかがでしょうか。
亀山委員	方法書の段階ですので、これで結構です。よろしくお願いします。
片谷委員長	では、これも了解とさせていただきます。 2-24 番は大窪委員ですが、いかがですか。
大窪委員	この市町村の天然記念物についての情報ですが、重要種についての選定の中には、国と県の天然記念物については取り上げられているのですが、市町村指定の天然記念物については考慮されていないので、市町村指定の天然記念物を追加で見たいという指摘でしたが、いかがでしょうか。
事業予定者 清水	今後調査をする中で、国と県以外の文献、また、現地でヒアリング等も行いまして、しっかりと調査していきたいと思います。
片谷委員長	現地視察のときに来られていた周辺市町村については、やはりしっかり調べていただく必要があると思います。市町村指定の天然記念物を公表していないということはないと思いますが、なかなか目に付くところに出ていない可能性もありますので、直接聞いていただくのが一番確実だと思います。
大窪委員	それで結構です。よろしくお願いいたします。
片谷委員長	では、これもしっかり調べていただくということをお願いいたします。 関連する御発言はありますか。 次の 2-25 番は梅崎委員です。いかがですか。
梅崎委員	先ほど発言したとおりです。よろしくお願いいたします。
片谷委員長	では、これは先ほどの関連意見の際に発言済みということですが。 ほかの委員から何かありますか。 最後になりますが、2-26 番は小澤委員の御発言です。いかがでしょうか。
小澤委員	この地域の特性から、廃棄物処理に関して意見を出させていただきました。 回答は、状況に応じては範囲を広げて、処理施設等を見込みながら再生利用のための予測評価を検討していただける、処理能力も含めて予測評価に反映していただけると解釈してよろしいですか。適切に予測評価するということですね。
片谷委員長	今の質問は、これから予測して廃棄物の量が出てくるけれども、その量に応じて、処理方法や処理業者の選定等が適切に行われるという意思表示であるとみていいかという趣旨ですね。
コンサルタント 加藤	現時点では、どれくらい廃棄物が出るかもどこへ持っていかも決められていない状態ではありますが、準備書の段階では、そのボリュームとして、地域で処理可能かどうかという観点も含めて、予測評価してまいりたいと考えております。
片谷委員長	前にもお話したことですが、設計がもう少し進めば、発生量がある程度見込めますよね。ですから、その段階で、一番いいのは中間資料みたいなかたちで、準備書の製本より前に見積もった廃棄物発生量の資料が事務局あてに出てくると、こちらでも事前検討ができるので、準備書の審議がスムーズに進みます。廃棄物発生量を見積もれるような状況まで設計が進んだ段階では、是非先行して、廃棄物発生量のような数字は算出して

提出していただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

いつ出しますと今確約できないことは理解しておりますが、そういう努力はしていただけますか。

事業予定者
清水

はい。今御意見をいただきましたので、どのようなかたちがいいか事務局と相談させていただきますまして、十分反映させるかたちで進めたいと思っています。

片谷委員長

是非よろしく願いいたします。
それでは、資料1については一通り審議いただきました。
山室委員が御欠席ですが、何か御意見は届いていますか。

事務局
飯田

事前には御意見を預かっておりません。

片谷委員長

御出席の委員から、追加の御発言があれば承ります。よろしいでしょうか。
それでは、今日はこの意見を集約する作業もしなければなりません。時間が厳しくな
ってきておりますが、資料2に進みたいと思います。
資料2は、(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に関する意見の集約表
です。では、事務局から説明をお願いします。

事務局
飯田

資料2をお願いいたします。
今日の審議の内容は含まれておりませんが、第1回、第2回の審議の内容を踏まえ、
方法書の内容に関し、これから調査・予測・評価を進めていく上で事業者伝えるべき
意見として、まとめの方向性の案を作成しました。
方法書や資料の内容の齟齬や、指摘に当たって御確認された内容などについては、意
見ではなく、記録というかたちで集約表に整理しています。
本日、御意見として、特に片谷委員長から、方法書の記載について、項目ごとに特徴
を反映した記載が不足しているのではないかというお話もあったと思いますが、方法書
の内容として、事業の詳細がまだ分からない方法書が示される中で、どのような予測評
価が行われるのか、それが適正なのかというところが判断しにくいということが根本に
あると感じております。
その審査前提を踏まえ、審議の意見取りまとめは1-3番で「ルートや道路構造、調査
地点等を決定する段階で技術委員会へ報告いただきたい」という意見がありますので、
このような内容にて意見としてまとめる方向性が、選択肢のひとつとしてあるかと思っ
ております。
1-3番の審議内容を意見とする場合、「今後決定する具体的なルートやトンネル、高架
等の道路構造を踏まえて、調査、予測及び評価の方法の妥当性を検討する必要がある
ため、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査、予測
及び評価の地点や方法について助言を受けること」という内容でとりまとめて、調査方
法等の内容判断を少し棚上げ状態になるかと思いますが、道路計画が具体的になった時
点で再度御審議いただくという方法が考えられると考えております。
資料2の1-2番と2-2番はまとめた方がよいかと考えておりますが、自然資源が豊か
で、大気や水が清浄な地域であり、現状の環境を悪化させないという視点が必要である
ということで、意見としては、現況を的確に把握した上で、その現況をできる限り悪化
させないという観点で調査・予測・評価を行うようにとまとめてはいかがかと思っ
ております。
次に、1-6番、2-4番、2-5番の御意見をまとめ、ルート選定に当たっては、貴重な自
然環境や地域における研究施設への影響を極力回避するように配慮していただきたい
という意見にはいかがかと考えております。
4ページの1-9番、2-7番の御意見は、トンネル工事について、発破工事を実施する

可能性がある場合は、低周波音に関する影響要因として選定し、適切に調査・予測を行うようにという御意見でまとめてはいかかという案にしております。

5ページの2-8番につきまして、湧水地や湿地は非常に重要であるという御意見を踏まえて、長期にわたる水位の変動状況を把握するようにしていただきたいという御意見でまとめる案にしております。

2-9番は、先ほどから申し上げているものになりますが、事業の詳細が分かった時点で、その内容に応じた予測評価方法を進めていく上で、必要になる影響要素、保全対象等を網羅できるように対応いただきたいという内容です。

6ページの2-10番は、地震や活断層といった情報、ルート周辺の災害耐性などについて御意見がありましたので、災害履歴等を整理し、周辺の災害耐性なども明確にしていきたいという意見案にしております。

次の2-11番ですが、貴重な事例である大月川泥流については、重要な地形及び地質、地下水、生態系など広い視野で予測・評価を行う必要があるということを、意見としてまとめさせていただいております。

7ページの1-13番と2-14番は、自動車の走行と動物のロードキルとの関係などについて御意見をいただいておりますので、自動車の走行を動物に対する影響要因として選定し、動物の道路上への侵入について調査を行うとともに、影響低減のための有効な対策を講じることという意見案にしております。

8ページの2-16番では、1-13番、2-14番、2-15番の御意見をとりまとめ、切土工等又は既存の工作物の除去や水底の掘削により、動物、植物及び生態系が影響を受ける可能性が高いため、これらを評価項目として選定する必要があるのではないかという御意見を整理して、このような水底の掘削などによる動物、植物及び生態系への影響については、しっかりと影響要因として選定していただきたいということを意見として残しておくことが望ましいと考えております。

次の1-14番は、2-17番を集約し、飯盛山周辺は貴重な種の生息場所になっているという御意見を踏まえ、事業地周辺の貴重な種の生息場所に配慮したルート、工法の決定など、適正な配慮をしていただきたいという意見案にしております。

9ページの2-22番は、自然環境と景観が優れており、人と自然との触れ合い活動の場と景観とで考慮すべきことが重なっていることが重要であることを踏まえて、予測・評価を進めていただきたいという意見にしております。

10ページの1-15番、2-23番は、豊かな自然との共生により成立している観光牧場に対する影響についても、経済活動というかたちで切り捨てることなく、自然環境の一部として予測・評価を進めていただきたいという意見案にしております。

最後、11ページの2-26番は、建設副産物の処理についても、適切に処理・活用が図られるよう予測・評価を進めていただきたいという案でまとめております。

本日の第3回目の議論も踏まえますので、若干追加する部分、削除する部分が出てくるかと思いますが、2回目までの内容を集約すると、今のところこのような案で考えております。

最終的に技術委員会意見としてまとめさせていただくには、このあと、次回またはその次になるか時間的な差はありますが、事業者に対して住民等から提出された意見の内容や、関係町村から提出されるご意見も紹介したうえ、この資料2の内容をベースに御検討いただければと考えております。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今、資料2についてご説明がありました。

では、今後の方向ですが、住民意見とそれに対する事業者の見解、周辺市町村長意見といったものが出てくると、今日いくつか議論があった内容をこの意見集約表に反映させるということで、意見は次回確定予定という趣旨でした。

資料2に記載されている内容についての御意見、あるいはここに追加が必要というような御意見など、今日の段階でお気付きになった点の御発言をいただきたいと思いま

す。また、御自身の発言に基づくこの意見集約表の文言が御自身の考えている趣旨と異なるとか、そういった御指摘もありましたら、御発言いただきたいと思います。

では、富樫委員どうぞ。

富樫委員

6ページの2-11番ですが、審議の中でお話しした意見は、生態系はもちろん大事ですけれども、「例えば生態系」という意味で意見を述べております。実際は、大月川泥流という存在は、例えば触れ合い活動の場や湖など、あらゆるものに非常に大きな影響を与えていますので、そういう意味で、幅広い分野にまたがるものを総合的に見て予測・評価していただきたいという趣旨です。その辺が分かりやすくなるようにまとめていただくようお願いしたいと思います。

片谷委員長

もし具体的な修正案があれば御発言いただいて構いませんが、事務局に任せますか。

富樫委員

追加意見のようなかたちで、メールか何かでお送りしたいと思います。

片谷委員長

恐らく、この「生態系を」という部分を、生態系だけではなくて、要するに「ほかの環境要素との関連に十分留意して」といった記載にするという話しですね。

富樫委員

はい。

片谷委員長

そういった趣旨だそうですので、あとは事務局と富樫委員でやりとりしてください。ほかはいかがですか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

6ページの2-13番についてです。先ほど指摘したような文献に基づいて準備書の調査を行っていただけるとのことですので、単なる記載の修正ではなく、重要なデータがもう既にあるので、それを参考にしてしっかりと予測・評価を行っていただくということで、意見として挙げていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

片谷委員長

意見に追加した方がいいということですね。

大窪委員

2-13番です。

片谷委員長

2-13番ですね。事務局、いかがですか。

事務局
飯田

整理させていただきます。

片谷委員長

では、よろしく申し上げます。最終確認は次回ということになります。ほかはいかがでしょうか。梅崎委員。

梅崎委員

確認も含めて発言します。

例えば、5ページの1-10番の富樫委員の意見ですが、記録ということで、摘要欄には「環境影響評価に関する提言等」と記載されています。要するに、地形・地質について、ボーリング等の調査をしっかりとくださいということだと思えます。これは富樫委員の意見ですが、2-9番の意見欄に「全ての環境要素」と書いてあり、地形・地質も含まれてはいますが、やはり地形・地質についてしっかりと調査してくださいという意見は、あってもいいのかと思います。

片谷委員長

富樫委員から何か御発言ありますか。

富樫委員	梅崎委員に代弁していただいた感じになりますが、とにかく関連する部分はしっかりとやっていたきたいという趣旨で結構です。
片谷委員長	問題がなければ、意見に書き込んでもらえばいいかと思います。事務局、よろしいですか。
事務局 飯田	ほかの意見との整合もあるかと思いますが、全体を見直して、どちらに書き込むのが適当なのか調整させていただければと思います。
片谷委員長	それでは、次回までに事務局で調整してください。
梅崎委員	もう一つ、2-25 番について、今日も関連して発言しましたが、ここにも摘要欄に「環境影響評価に関する提言等」と書かれています。どちらかということ、準備書の書き方に関するものですが、やはりそこはすごく議論の中心になるところなので、記録ではなく意見とした方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。
片谷委員長	今回、資料に米印を付けて説明していただいた内容を、どう準備書に反映させるかということで、今日もかなり議論がありましたし、重要な点だと思いますから、何か意見の中に書き込めるように事務局で工夫してみてください。
事務局 飯田	承知いたしました。
片谷委員長	評価項目の表に米印を追加していただいたのは、少なくとも私が知っている限りの過去の国交省事業では見たことがない記載ですので、かなり前進はしていますが、それが準備書以降の図書に反映されなければ、せっかく付けていただいた米印の意味が減ってしまいます。ぜひ米印の内容を準備書に反映していただきたいという趣旨を意見に盛り込むように工夫してみてください。 ほかに何かありますでしょうか。北原委員。
北原委員	1-3 番辺りですが、具体的なルートは、準備書の中で決定するのでしょうか、それともその前に案として出していただけるのでしょうか。
片谷委員長	まだ時期は明言されていないですね。ルート決定時期の見通しは、今日の時点でも、第1回審議時から状況は変わっていませんか。事業者さんから、今日の時点で可能な範囲で、御回答いただければと思います。
事業予定者 清水	状況としては変わってございません。
片谷委員長	ということは、準備書以前にルート等が明確になる可能性は、現時点ではあまり期待できないという理解でよろしいですか。要は、準備書のときの地図が1km幅なのかどうかということです。
都市計画決定権者 高野 (県都市・まちづくり課)	県都市・まちづくり課の高野と申します。 都市計画アセスということで、都市計画の手続きとあわせて行っておりまして、準備書の前の段階で都市計画の原案の説明会等を実施する予定です。その時点ではルート帯ではなくて、ある程度固まったルートというかたちになりますので、その時点ではお示しできるかと思います。

片谷委員長	それは、都市・まちづくり課からアセス担当に何らかの資料が提供されるという理解でよろしいですか。
都市計画決定権者 高野	準備書の公告・縦覧と都市計画の素案の公告・縦覧が同時に行われますので、原案の説明の時点では、環境の方へお渡しすることは可能だと思います。
片谷委員長	同時ということですから、結局、準備書の中に記載されたものより早くに資料が出てくることはなさそうということですね。
北原委員	よくありがちですが、もうルートが確定したから動かせないということになってしまうと、この委員会の意味合いもなくなってしまいます。ルートが決まり次第、早め早めに示していただければと思います。
片谷委員長	ルートがいったん決まっても、それが環境保全の見地で重大な問題を含んでいれば、ルートを修正したという例は過去にもあります。それは、この委員会で意見は出せます。どれだけ動かすか、変更できるかということは、かなり厳しいところはあるとは思いますが、やはり重大な影響があるのを放置するわけにもいきません。 今の件で、事務局から何かコメントはありますか。
事務局 飯田	準備書の審議段階で、予測・評価の結果を踏まえてそのルートについて意見を述べる場合と、ルート案の段階で、予測・評価も含めて調査の内容について議論する場合と、2パターンがあるかと思っております。 今回お示した意見集約案の中にあります、ルートなどが分かってこれから実施する調査の内容が明確になった段階で、もう一度環境知事に御報告いただきたいという意見に沿って評価手続きを進めていくとすれば、ルートが大方固まり、それに基づいて調査を実施していく内容について、再度この技術委員会の場で御検討いただけるのではないかと期待しております。
片谷委員長	いずれにしても、先ほど飯田補佐が説明された内容での記載次第ですが、とにかく不確定部分の情報は固まり次第事務局に提供していただきたいということは、是非知事意見の中に入れておければと思います。事情は全然異なりますけれども、リニア中央新幹線は、アセス手続きは終了していますが、知事意見に沿って様々な報告書類を提出してもらっています。それとは形態は異なりますが、設計が進捗した段階ではアセス担当に対し情報提供を求めるといった趣旨の内容は、やはり知事意見に明示できるようにしておきたいと思います。 北原委員、それでよろしいですか。
北原委員	はい。
片谷委員長	では、ほかに発言はありますか。 時間が過ぎておりますので、最終確認は次回ということですよ。 後で気付かれた御意見がありましたら、最後に申し上げる追加意見の提出期限までに事務局へお寄せいただくようお願いいたします。 では、この案件の審議は、本日はここまでとさせていただきます。 事業者の皆さん、お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。事務局が御案内しますので、退出の準備等をお願いいたします。 委員の皆様は、次の議題までの間にいったん休憩を取りたいと思います。当初の予定では事務局から10分と言われておりましたが、皆さんがおそろいになりましたら再開したいと思いますので、速やかにお戻りいただくようお願いいたします。

片谷委員長

では、皆様お戻りのようですので、再開させていただきます。

本日の議事(2)は、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書についての審議でございます。

事務局から冒頭に説明がありましたように、資料3と資料3-1、それからそれに関連する資料4-1～資料4-5が用意されております。

事業者の皆様方には、御多忙の中、御出席くださりましてありがとうございます。早速ですが、御説明をお願いいたします。

事業者
明円
(株式会社
Loop)

本日は御多忙の折、御出席いただきましてありがとうございます。

会議資料ですが、資料3、資料3-1、資料4-1～資料4-5の7点でございます。

まず、資料3は、令和元年度第3回技術委員会(諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)準備書第2回審議)及び追加提出の意見に対する事業者の見解、関連しまして資料3-1がフォトモンタージュの拡大となっております。では、資料3について、第3回審議の事後回答がある項目を中心に説明させていただきます。

まず、3ページの2-1は、騒音に対する事後回答となります。運転音について、PCSは金属製のエンクロージャー内に格納され、運転音が大きく減衰し、外部への音は冷却ファンの影響が支配的になると考えられるため、PCSの建屋から水平距離1.2m地点での冷却ファンの音を含めた測定結果を観測し、準備書内に記載しております。また、メーカーからの見解として電源の周波数の変化によって音の伝播に対する影響に差がないという見解を受領しています。120Hzの周波数については測定しておりませんが、既存施設における低周波音の測定では、100Hzが57dB、125Hzが59dBであったため、距離減衰を考慮すると影響は非常に小さいと考えます。なお、100Hz、125Hzの測定値につきましては、評価書の低周波音の項目に追加で記載することといたします。

続きまして、4ページの2-2について、こちらも騒音の事後回答となります。塩田委員の御指摘どおり、評価書におきまして「Moorhouseらによって提案されている低周波音のための評価曲線」に修正いたします。

続きまして、5ページの2-3です。塩田委員の御指摘いただいたように記載方法について検討させていただき、1-17の回答のとおり評価書で修正させていただきます。

コンサルタント
永翁
(株式会社環境
アセスメントセ
ンター)

2-4については、準備書において、水生生物の保全を対象に環境保全の目標として「水産用水基準 第7版」を引用し、予測評価を実施しております。

戻りますけれども、本日の資料として、資料4-3「レインオンスノーの検討」、資料4-4「調整池容量の計算」を御用意しております。資料4-4は、資料3の1ページの1-3、1-4、2ページの部1-1などの御質問についての説明資料になります。また、資料4-3は、鈴木委員のレインオンスノーについての質問に対する説明資料になります。これらの資料については環境都市設計さんから説明をいただきます。

コンサルタント
岡田
(環境都市設計
株式会社)

資料4-3と資料4-4について御説明させていただきます。

最初に、資料4-4「調整池容量の計算」の内容について御説明させていただきます。

まず、1%影響区間の判定について、流出係数は表1-1のように設定し、流域内で1%の影響があるところ、1%未満になるところを判定しております。その結果を2ページの集水区域図に示しており、M地点で1%以下の影響となることを確認しております。

続きまして、ネック地点の決定につきまして、2ページの流域図に示しておりますI-1地点、こちらが橋の下の断面で、ネック地点になります。そこでの比流量が、すみません2.70は誤植で、2.07m³になることを確認しておりますので、この値から、直接放

流域を考慮した比流量を4ページで算定しております。この補正した比流量を用いてA流域、B流域、C流域各々の許容放流量を算定しております。

7ページからは、A流域、B流域、C流域各々の流域の土地利用の着色と、面積の計算になります。また、10,11ページは、調整池ごとに開発後の平均流出係数を算定しております。このとき、開発区域の流出係数は、開発前を0.6、開発後を0.9として面積ごとで算定しております。

そして、平均流出係数と許容放流量を用いて洪水調節容量を算定した結果を、12ページに取りまとめております。計算の手法といたしましては、簡便法と厳密解法で計算し、より必要容量が大きくなる後方集中型降雨波形を用いた厳密解法によって容量の算定を行っております。

13ページ以降は、各々の調整池の容量計算の内容を添付しております。

以上が資料4-4「調整池容量計算」の内容でございます。

続きまして、資料4-3をご覧ください。御指摘のありましたレインオンスノーの検討といたしまして、まず、諏訪観測所での過去10年間の積雪期間、11月から3月における日最大降水量を集計しております。その結果、2018年3月5日の60.5mmが最大でございましたので、降水量については、この時のデータをそのまま実績降雨として用いて検討しております。

次に、積雪量について、最寄りになる霧ヶ峰での積雪の観測データがないため、こちらでも諏訪観測所のデータを用いています。諏訪観測所での過去最大の積雪の観測値は、2001年1月27日の69cmでした。また、2001年1月の日割りの積雪量の推移を見ますと、1日で最大11cm融けているデータがございました。そのため、最大の融雪量を11cmといたしまして、この量を降水量に換算して検討しております。

降雪量を降雨量に換算するに当たりましては、雪水比を用いしましたが、その値については、1ページの下に示しております「地上の気温と雪水比の散布図」から算出しております。地上の気温が0°Cのときに、多く見積もって0.3ということで、融雪量の11cmを0.3で割り、37mmの降水量に換算しました。降水量の上に積雪量から降水量に換算した37mmの雨量を乗せる形で検討を進めてまいります。

2ページでは、37mmに換算した積雪量の降雨波形について記載しています。降雨開始当初に雪が全て融けるという考え方で、A調整池における降水の到達時間20分で37mmが全て解け、また0に戻るという三角形分布の降雨波形で検討を行いました。

この積雪量から降雨量へ換算した値と、もともとの降雨量を合わせた降雨波形で調整池容量の検討を行いました。その結果、レインオンスノーを考慮した必要容量は26,658m³となりました。現在50年確率で計画しております調整池Aの計画容量は57,897m³でございますので、積雪を考慮した場合にも問題ないということを確認しております。

以上、資料4-3と資料4-4の内容の説明でございます。

コンサルタント
永翁

引き続きまして、資料3の続きを御説明いたします。

26ページの2-7は湿地の保全対策の考え方についてです。湿地周辺の環境保全に当たっては、地形及び周辺の湧水箇所から集水域を検討したのち、湧水箇所の現地の確認、植生図の作成による湿性植生の分布確認を経て、当初計画との照らし合わせ、有識者からの助言を踏まえて、保全区域の検討を行っております。10mとした幅については、開発区域と保全する植生が直接的に接することを防ぐため、また河川の連続性を確保する目的としての緩衝帯として設置したものです。準備書の表現については、緩衝帯10mだけが保全範囲と読める形になっており、誤解を招く表現になっていましたので、誤解を招かない分かりやすい表現に改めたいと思います。また、考え方については、この後の非公開審議の際に、資料を使って説明させていただきたいと思います。

次に、2-8は湿地保全のイメージについてです。湿地保全対策については、保全対策範囲のイメージ図も含め、わかりやすく記載の見直しを行います。

次に、27ページの2-9について、湿地の保全対策としては、湿地周辺を出来る限り保

全するとともに、地形改変を行わないパネル施工、パネル設置斜面の浸食防止対策などにより、現在の湿地への水の流れを出来る限り変化させない対策を検討しています。また、事後調査を継続し、その調査結果に応じた追加的な湿地の保全措置を検討します。これらに関しては、資料4-5にイメージ図を作ってまいりました。漫画的な絵ですが、こういった内容で保全を図ることを考えております。模式的に示しており、保全エリアと書いてあるエリアは、実際にはもう少し幅がありますので、この辺は御理解いただきたいと思っております。

次に、資料3の28ページ、2-14はニホンジカについてです。方法書への住民意見として、事業の着工に伴い事業地内のニホンジカが周辺に拡散して食害等の被害が出る可能性が懸念されるとの意見や、大型獣の移動がフェンスにより阻害されるとの意見がよせられたこと、同様の知事意見を踏まえ、準備書では、柵の形状を大型獣が移動できるように配慮しております。これまでの指摘と今回の指摘の両方の意見を踏まえた対応は実際には難しいものがありますが、柵の設置計画、形状等を再度検討いたします。事業地内の環境や現実的な柵の配置を想定すると、現在のところは、外側に高い柵を作るか、出入り可能な形状とするかのどちらかになると考えております。技術委員会で入れない構造にするべきではないかという御意見をいただきましたので、それも考慮して具体的な設計を進めてまいりたいと思っております。

次に、30ページの1-54は景観についてです。モニター写真が小さく確認しづらい部分があるという御指摘について、資料3-1に拡大写真の形でモニター写真をお示しましたので、御確認いただきたいと思っております。

次に、31ページの2-16は触れ合い活動の場についてです。評価書において、地元車両や観光入込車両の通行優先を配慮内容として追記するとともに、地元やビバルデの丘などの観光施設、創価学会青年研修道場へのヒアリングなどを今後実施し、利用状況を把握しながら、車両の走行計画を調整していきたいと考えます。観光入込や地元利用を妨げないように、工事施工に当たって配慮していきたいと考えます。

次に、2-17は伐採した木材についてです。評価書に反映させていただきたいと思っておりますが、一例として、長野県森林組合連合会が運営する木材センターへの持ち込みによる市中での処分、バイオマス発電所の燃料となるペレット化して売却することも検討しております。

次に、2-18について、長野県のホームページで公開されている「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」によると、2020年度の温室効果ガス排出量目標は13,300,000t-CO₂であり、産業部門では3,278,000t-CO₂です。本事業では24,629t-CO₂/年の削減を予測しており、数字上の計算ですが、0.19%程度、産業部門では0.8%程度の削減に寄与するという形になります。

次に、32ページの2-19について、水際の攪乱・氾濫頻度が減少することについては、サクラソウの生育に負の影響があると認識しております。ただ、現地の現状として、C調整池付近には現在も土堤が存在し、ヒューム管で通水している箇所があるため、最大流量が絞られた状況にあります。調整池下流部の最大流量については、現状より大きく減少することは想定しておりません。サクラソウの移植を含めた保全対策については、有識者の指導の下、事前の調査を含めた移植作業を実施し、その後、事後調査を実施しながら丁寧に対応していく考えです。

次に、2-20について、サクラソウの生育環境の創出については、事業地内の沢や調整池周辺への設置を想定しています。また、サクラソウの移植を含めた保全対策については、上記のとおり、有識者の指導の下実施し、事後調査も実施いたします。

次に、33ページの2-23はセセリチョウについてです。御指摘のとおり、植生への影響のデータを用いて、食草への影響を示しつつ、チョウ類の影響について記載いたします。

次に、34ページの2-25について、植生調査結果により、植生毎に代表的な地点における吸蜜植物になりうる植物の生育状況を整理することは可能です。ただし、量的に吸蜜植物の分布を整理することは難しいと思われれます。現地の植物相及び植生の調査結果

では、花の咲く植物は、保全区域としている沢沿いや湿地沿いに多く確認しており、カラマツ植林やアカマツ林には少ない状況でした。また、パネル設置エリアについても、徐々に草本植生が成立することを想定しており、パネルに接する林縁も含め、吸蜜植物が生育するのではないかと考えています。

次に、2-27 については、ヒメギフチョウの確認ポイントは調整池の造成範囲からは外れております。また、食草のウスバサイシンを確認した範囲についても、事業の改変範囲からは外れております。こちらについては資料を用意しておりますので、後ほど非公開審議の際にご確認いただきたいと思います。

次に、2-28 については、2-5 と同様の見解でございます。こちらについても資料を用意しておりますので、後ほど非公開審議の際に説明させていただきたいと思います。

次に、35 ページの 2-29 については、オオアブラスキ（ホンチャバネセセリ）、ヒカゲスゲ若しくは牧草外来種（アカセセリ）は、林内も含め広く生育していると思われます。ただし、一般的には3種とも、開けた草地を好むチョウであり、保全区域とした河川や湿地周辺が主な生息地になっていると考えています。

次に、2-30 については、先ほどの 2-5 と同じ見解ですが、資料を用意しておりますので、非公開審議の際に説明させていただきます。

次に、2-31 については、ノジコについては、調査時の状況から事業地内で繁殖している可能性が高いと考えています。本種の確認位置は、湿地環境に集中しており、繁殖場所も湿地周辺の林内と想定しています。そのため、現在想定している保全エリアにて、ある程度の繁殖地も保全できると考えています。

最後に、36 ページの 2-32 はフェンスの話ですが、これは先ほど御説明した 28 ページの 2-14 と同じ見解になります。

個別の資料については、後ほど非公開審議で説明させていただきたいと思います。資料 3 の説明は以上になります。

続きまして、資料 4-1 を御説明いたします。こちらは、広域水文地質資料についての御意見に対する回答になります。事業地内の上層地質の条件について、凝灰角礫岩の分布などが広域地質図の中で表現がされていないとの御意見がありましたので、それに対する回答として用意しました。1 ページから順に説明させていただきます。

まず、1 ページについて、本準備書では北大塩大清水水源、南沢水源など、広範囲の地下水流動の解析を目的とした広域の水文地質図と、対象事業実施区域内の湿地や調整池の影響の解析を目的とした詳細な水文地質図を作成しています。左側が広域の水文地質図ですが、こちらの図面に K I a と K I a' の細かい分けが表現しきれていないのではないかとこの話がありました。右の図は現地踏査等を含めた詳細な表層地質になりますが、こういった違いがあるということを説明させていただいています。

次に、2 ページには、K I a' を分けて表現しています。水文地質図（広域）は北大塩大清水水源、南沢水源など、広範囲の地下水流動の解析を目的としたものであり、大きくグループ分けをしています。また、第 I 期下部霧ヶ峰火山岩類は、主に安山岩質の溶岩流数枚が重なり厚さ 20~50m からなる K I a 層と、その上部の凝灰角礫岩を主とする厚さ 20~30m の K I a' の層に分かれます。この凝灰角礫岩の分布が抜けているのではないかとこの話がありました。この「諏訪の自然誌」の記載内容についても、確認しております。

K I a 層と K I a' 層をまとめた理由として、K I a' 層は対象事業実施区域内と諏訪湖ゴルフ場周辺の尾根部に局所的に分布するのみであり、湿地などの局所的な水収支には関係するものの、広域の地下水流動としては、K I a 層とまとめて一つの凡例として差し支えないと考えて示させていただきました。局所的な水収支については、詳細の地形及びボーリングデータ等を考慮した詳細地質図で解析をしました。

次に、3 ページの図は、対象事業実施区域内について、湿地などの微地形や地質の変化に起因する水文条件の解析を目的とした詳細な水文地質図です。広域の水文地質図では地質区分を大きくグループ分けしておりますが、詳細な水文地質図では、文献調査に加え、ボーリング調査の結果や現地踏査の結果などをもとに、溶岩類や凝灰角礫岩類の

まとまりを可能な限り区分しています。

次に、4ページについてです。地質断面図に推定部分があるではないかという御指摘について、御指摘のとおり推定しておりますが、既存のデータや文献に準拠した形で推定しているということに記載しております。縦断模式図の作成に当たっては、既存の地質図と地形図を重ね合わせるとともに、現地踏査による路頭観察、既存のボーリング柱状図などを参考に、各地質区分の特性を踏まえて構造を推定しています。

茅野横河川を境として、東側の北大塩大清水湧水側は、花こう岩の上に直接第Ⅰ期上部霧ヶ峰火山岩類が接しているのに対し、西側の諏訪湖ゴルフ場から角間川にかけては、古期火山碎屑岩類が乗り、その上に第Ⅰ期下部霧ヶ峰火山岩類が分布しています。また、角間川沿いの河岸段丘面には花こう岩類の分布が見られず、「南沢水源測井設計概要図」では、最も深い110mの深さにおいても古期火山碎屑岩類が分布しており、花こう岩類には達していません。以上のことから、対象事業実施区域の東側に位置する霧ヶ峰農場から北大塩大清水水源にかけては、第Ⅰ期上部霧ヶ峰火山岩類の下部に花こう岩類が分布しており、対象事業実施区域から角間川にかけては、古期火山堆積岩類が厚く堆積していると推定しています。また、この推定のもとに断面図を作成しております。

次に、5ページについて御説明します。参考とした既存ボーリングデータの事例として、南沢水源の井戸は、古期火山碎屑岩類中の複数の帯水層から取水しており、古期火山碎屑岩類の下部には達していません。そういったことから推定し、断面図を書いてございます。

続いて、資料4-2も関連する資料です。追加ボーリング地点について、第2回水象部会でお示した図をアップデートいたしました。第2回水象部会で1～3番の地点での追加ボーリングを実施することをお示しましたが、御意見をいただきましたので4番の地点についても追加して事業地内の地質の状況を調べたいと思っており、現在一部取り掛かっています。資料4-1で説明しました事業地内の詳細な表層地質の状況の確認や、B調整池とF湿地の位置関係が近いと推定している地質状況を実際に確かめる目的で、追加ボーリング調査を実施したいと考えております。

以上が資料の御説明になります。

片谷委員長

ありがとうございました。今、資料3、4のうち非公開とすべき内容を含んでいる資料以外の御説明をいただきました。多くの部分が水象部会で審議をお願いしている内容になりますので、先に水象部会における検討の状況について、鈴木部会長から報告をいただきます。部会に参加されていらっしゃる委員から御質問等があれば、この場で出していただいで確認作業を進めたいと思います。

では、鈴木部会長、お願いできますでしょうか。

鈴木部会長

水象部会のこれまでの経過を報告申し上げます。

水象部会はこれまで8月21日と10月8日に2回開催しております。そこで出されたさまざまな意見に対する御回答として、資料4-1～資料4-5をお出しいただいたということでございます。

これまでの2回の議論の意見を集約させていただくと、次の5点になるのではないかと思います。

1つ目は、事業によって水資源に影響があるということが非常に重大であり、影響がないとする根拠を、推定ではなく科学的なデータに基づいて説明する必要があるのではないかと、たびたび議論になっております。

2つ目は、水資源と関係することですが、地下地質構造を検討せずに地下水流動を議論することはできないということでございます。

3つ目は湿地の問題で、生態系にとっても非常に重要な複数の湿地が成立しているメカニズムを明らかにしないと、本事業が湿地に影響するかもしれないかを評価することはできないだろうということです。

4つ目は、地表面状態の改変が洪水を引き起こす可能性について、影響が出ないとす

る納得できる説明がまだなされていないということです。

5つ目は、洪水発生時の濁水の問題や洪水を調節する妥当な方法が提示されていないということでございます。

本日お出しいただいた資料4-1～資料4-5までについて、まず部会委員の皆様から質問、意見がございましたらお願いいたします。

なお、第3回の部会を11月の技術委員会の前日に行う予定としておりますので、もしそのときに詳細の議論ができるということであれば、ここでは簡単に紹介いただくだけで結構でございます。

北原委員どうぞ。

北原委員

意見も質問も多々ありますが、第3回水象部会で発言いたします。

鈴木部会長

では、水象部会をお願いします。富樫委員どうぞ。

富樫委員

資料4-2にボーリング調査計画がありますが、いつごろ実施する予定でしょうか。

事業者 明円

ボーリング調査については、今週から開始しております。

富樫委員

一番気になるのは、どのくらい深く掘る予定なのかについてです。特に2番の地点はどのくらいを想定しているのでしょうか。

事業者 明円

20m～30m程度を想定しております。

富樫委員

2番の地点は古期火山砕屑岩類まで確認するとなっておりますが、20m～30mで古期火山砕屑岩類が出ると予想しているのでしょうか。

事業者 明円

現地の状況を鑑みながら考えてまいりたいと思っています。

富樫委員

仮に資料4-1の4ページ目にある「地下構造の推定」の断面が正しいとすると、古期火山砕屑岩までは、100mをゆうに超えます。計画地内でオレンジ色の地質を確かめるといふ目的であるとすれば、2番の場所ではなく計画地の端でボーリングを行えば、少しボーリング深度を深くすることで、古期火山砕屑岩に加えて花こう岩の上面の地質も一気に確かめることが出来ます。最も合理的な考え方からすれば、2番のポイントは断面位置に近い場所に変えたほうがいいのではないのでしょうか。

事業者 明円

アドバイスをいただきまして、ありがとうございます。今のアドバイスを参考にしながら、ボーリングの変更も検討させていただきたいと思えます。

梅崎委員

今の御意見に関連しまして、資料4-1の4ページにD-D'断面があり、資料4-2にボーリング調査の計画地点が示されていますが、D-D'断面とボーリング調査地点がずれています。

地層を確認する目的でボーリングを実施するということですが、水象部会でも議論になっているのは、ここに降った雨がどこに行っているのか、地下の中に入ってどう流れているのかというのが一つポイントです。例えば、資料4-1の4ページの断面を見ると、オレンジ色の古期火山砕屑岩が若干角間川の方に傾斜しているので、角間川方向に地下水が流れているようなイメージになってはいますが、実際に地下水はどちらに流れているのか確認していただく必要があると思えます。そのためには、ボーリングの目的として、地下水面の把握と、雨が降ったときの水位状況の変化をきちんと押さえておいたほうがいいたらうと思えます。そのときに、D-D'断面というのが重要であれば、そこに調査地点を置くべきだと思えます。

事業者 明円 アドバイスをいただきましてありがとうございます。参考にさせていただきまして、ボーリング調査について検討させていただきたいと思います。

鈴木部会長 ほかにいかがでしょうか。

北原委員 資料4-4の3ページ目にI-1のネック地点の断面がありますが、小さくて分かりません。本文中と表中の比流量の値が2.70と2.070と異なっているため不信感を持ってしまい、検算するために潤辺長や径深を読み取ろうとしましたが、虫眼鏡でも読めません。検算できる大きい図をなるべく早くお示しいただきたいと思います。
また、資料4-4の16ページなどにオリフィスの断面図がありますが、H、HL、DL、BLといったものが何を表しているか分からず、オリフィスは一番下にあるのではないかと、いうことを非常に疑問に思ったところです。ちゃんと凡例を示してほしいと思います。

鈴木部会長 今回の点はいかがでしょうか。次までにご用意いただくということでもよいでしょうか。

コンサルタント 岡田 はい、ご用意いたします。

鈴木部会長 部会の委員の方はもうよろしいでしょうか。
では、水象に関する事で、部会委員以外の委員の皆様から御意見ございましたらお願いいたします。

大窪委員 湿地の植物の関係ですが、よろしいでしょうか。

鈴木部会長 水象部会で検討しているのは湿地の成因、メカニズムがどうなっているか、つまりあそこになぜ湿地があって、それがどうやって維持されているかについてです。維持されるか維持されないかについては議論していますが、植物そのものについては議論しておりません。

大窪委員 では、資料4-5についてでしたが、後ほど質問します。

片谷委員長 確認したいのですが、先ほど北原委員が指摘されていた2.07について、表の上を書いてある2.7と、表の中にある2.07には何の違いがあるのでしょうか。

鈴木部会長 先ほどの説明では、2.7は誤植で2.07が正しいとのことでした。

片谷委員長 2.7は誤植で2.07が正しい値ということですね。分かりました。

鈴木部会長 梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員 先般の台風19号で、かなりの雨が降っていると思いますので、降雨量と水位との関連を測定した資料を出していただければと思います。先ほどボーリング位置の話をしました。事業が始まる前に降雨と水位の関係を連続的に取っていただくこともすごく大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

事業者 明円 承知いたしました。

鈴木部会長 ほかに水象に関する事で御意見ございますか。

野見山委員 資料 4-3 のレインオンスノーの検討について、1 ページの「0.3(下表より)」というのは、どこを指しているのか教えていただけますか。

コンサルタント岡田 1 ページの下に、(b) と大きく書いた図がありますが、この表の 0℃ 付近での雪水比の値より、降水量が大きくなるように小さめの値を取り、0.3 としております。

野見山委員 非常にばらつきが大きいので、安全を取るためには、より低い値を採用すれば降水量が多く見積もれると思いますがいかがでしょうか。

コンサルタント岡田 御指摘のとおり 0℃ のときの雪水比は 0 から 2 付近まで分布しておりますので、もっと大きい値を取るという考え方もあろうかと思いますが、この表に基づいているというほかに、一般的に用いられていることが多い値ということも含めて、0.3 に設定しております。
もう少し大きい値での結果についても確認してみたいと思いますが、おそらく 0.1 にしても容量に問題はないのではないかと考えております。

野見山委員 0.1 でも問題ないですか。

コンサルタント岡田 トライアルをしてみたいと思います。

野見山委員 幅が大きく平均を取る意味があるか疑問に感じましたので御質問しました。

鈴木部会長 ただ今の議論について、降水が雪になるか雨になるかは気温と湿度で変わり、資料 4-3 の (b) の図はプラスの気温で雪か雨かの閾値がどこかにありますということを示す図です。今は積雪深の話をしており、積雪深が何 cm 融けた時に水として何 mm になるかという計算は、あくまでも水を測らないと出ません。
第 2 回水象部会で提出された資料では、積雪量 1 cm を降雨量 1 mm に換算していたため、文献の確認を行いもう一度検討するようお願いしましたが、今回のように降水の雪水比で議論することは科学的におかしいということだと思います。
ほかにございませんでしょうか。では、次回の技術委員会の前日に第 3 回水象部会を開きますので、その結果は改めて御報告申し上げたいと思います。
委員長、お返しします。

片谷委員長 ありがとうございます。部会のメンバー以外の委員の方で、今後水象に関連する事項で疑問点が発生した場合は、事務局にお寄せいただければ、来月部会が開催されますので、そのときに審議をしていただくことが可能だと思います。もし疑問点等がありましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。
では、水象に関連する部分についての本日の審議はここまでとさせていただきます、それ以外の部分の審議を進めてまいりたいと存じます。
資料 3 の水色で網掛けされている項目が水象部会の検討項目になりますので、それ以外のところで、事後回答が新たに出ている項目の確認をしていきたいと存じます。
まず、3 ページの 2-1 の意見は塩田委員の御発言ですけれども、これについてはいかがでしょうか。

塩田委員 一般に電源周波数は 50Hz と 60Hz がありますが、純音成分を測ると、60Hz では 120Hz のところで、50Hz では 100Hz のところで卓越した値が出てきますので、どれくらいの値になるか質問しています。PCS は 100 台あるので、その 100 台分を全部足していくと、騒音の予測地点でどのくらいの値になるか聞いているわけです。
低周波音が発生することは想定されていませんと回答されていますが、低周波音は発

生じます。発生するが音圧レベルは高くないので心身に対する影響はほとんどないということであれば分かりますが、発生しないから検討しませんということは問題があります。

電源周波数はブーンという音が聞こえます。また、ファンがあるので、羽根枚数と回転数を掛けて60で割ると、運転音の卓越周波数、共鳴周波数が出てきます。

この場所は、風が吹いていない夜に騒音を測定すれば30 dBを切る可能性が高いほど静かな所であり、普通は聞こえない音も気になる可能性がありますので、影響があるかないかは、計算を行い明確にさせていただきたいと指摘しました。

発生していませんというのは科学的根拠がなく、感性的に言っているだけではないかと思えますので、測定や計算を行い確認させていただきたいと思えます。

事業者 明円

持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

事業実施区域周辺は騒音レベルがものすごく低いので、通常感覚で影響がないという判断をするのとは少し違う判断が必要ではないかという趣旨ですので、次回までに検討結果を御回答いただくようお願いします。

塩田委員

太陽光発電所では、設備から発生する電源周波数の音が問題になりますので、しっかりチェックしておいてください。チェックした結果、影響がないということが明らかになれば、そのように記載させていただきたいと思えます。

片谷委員長

この事業は、太陽光発電のアセスメントの先行事例ですので、事業者さんとしても、よい成果を出していただくよう全力を尽くさせていただきたいと思えます。御指摘については持ち帰られるということですので、次回また審議することになります。

続きまして、4ページの2-2、5ページの2-3も塩田委員の御意見です。事後回答は御指摘のとおりになりますという趣旨ですがよろしいでしょうか。

塩田委員

はい。

片谷委員長

続いて5ページの2-4は小澤委員の御意見ですがいかがでしょうか。

小澤委員

2-4で申し上げた水生生物の保全に関する項目というのは、環境基準の中で生活環境項目の中に加わった水生生物への影響がある項目のことです。魚類や餌生物といった生態系を考えると、この項目について評価すべきではないかという意味で申し上げました。

準備書の中では、生活環境項目の中で一般的な5項目(pH, BOD, SS, DO, 大腸菌群数)を取り扱っていますが、工事を行い、長く供用していくという意味では、水生生物への影響という視点も必要ではないかと思えます。水生生物保全の環境基準項目の中で一番焦点になるのは垂鉛だと思えますので、現状での垂鉛のバックグラウンド測定は少なくとも必要ではないかと思えます。

2-4の事後回答に書いてある『水産用水基準』を引用し、予測評価をしています」ということとは、若干角度が違ってきます。

片谷委員長

基準についてではなく、評価すべき項目が違うのではないかという趣旨ですね。事業者さん、いかがでしょうか。

コンサルタント
永翁

調査項目については、方法書のときに確認させていただいて、それに基づいて調査をしているわけでありまして。汚濁に関わる物質を直接排出しないというこの事業の性質も考慮しながら、測定項目等を設定して調査を実施してきました。

なお必要であるということであれば、今後事後調査を予定をしていますので、その中

で御指摘のバックグラウンドについて確認するという対応も考えていきたいと思いません。

小澤委員

確かに方法書の時点で意見しておきたかったという思いがありまして、場所が場所だけに今回意見しました。できれば予測評価を実施していただきたいですが、少なくともバックグラウンドの状況の把握は行っていただきたいと思います。

片谷委員長

アセス手続を始める段階での予備調査で、簡易測定等で亜鉛を測定していませんか。準備書段階で予測評価項目を追加するよう求めるのは、確かにあまり適切な指摘ではないのですが、もしデータとしてお持ちであるならば、重要な参考資料になると思います。

コンサルタント
永翁

過去に簡易測定等で亜鉛を測定しているかについて調べてみます。過去の測定結果が場合、アセスの中に入れるのは難しいですが、事後調査で確認することを検討したいと思います。ただ、この事業は、亜鉛等のいわゆる有害物質を直接排出するような事業ではありませんということは念頭に置いていますので、そのへんもお含みの上、御了解いただきたいと思っています。

片谷委員長

予測評価というよりは、バックグラウンドを確認しておくという趣旨ですね。事後調査の詳細な計画を立てる段階で追加していただくとより安心度が増すということだと思いますので、ぜひ検討に入れていただければと思います。

コンサルタント
永翁

分かりました。

なお、事業地の下流側に産業廃棄物の埋設場所があり、それに関する調査として、横河川の上流部で県が有害物質の測定を実施しております。この結果は準備書 4-7-10, 11 ページに記載しており、今お話のありました亜鉛についても調査結果がありますが、河川水、地下水ともに値が出ていません。この結果も現状を確認する上で参考になるかと思われるます。

小澤委員

準備書 4-7-10 ページの河川水のデータを見ると、亜鉛は 0.05mg/L 未満という測定結果ですが、環境基準値はさらに低く 0.03 です。また、実際の測定では、環境基準の 10 分の 1 ぐらいまで分かる測定が必要なので、この結果では上のほうで切れてしまっており、評価ができないという状況であるかと思えます。

片谷委員長

方法書段階で指摘していないので、準備書にこれから追加を求めるのは本来制度上言えないことであり、事業者さんに今後の事後調査で自主的に追加することをお願いすることになるかと思えます。できる限り住民の方々の安心度を高めるための努力として、考慮していただければという希望を申し上げたいと思います。

事業者 明円

検討させていただきたいと思います。

片谷委員長

よろしく願いいたします。

続いて、26 ページに大窪委員の御発言が 2 つありますがいかがでしょうか。先ほど発言されかかった件も含めて一緒でも結構ですし、別でも結構です。

大窪委員

では、一緒に発言いたします。

資料 3 の 25 ページに 1-45 という第 1 回審議の意見があり、緩衝帯の幅を 10m とする根拠としている 3 つの文献について説明を求めましたが、第 2 回審議のときの御回答は、意見に対する回答になっていませんでした。

そのため、第 2 回審議追加意見として、3 つの参考引用文献についてはこういう内容であるので、参考文献としては適さないというようなことを 2-7 で意見させていただき

ました。

私が求めている回答は、引用参考にされている文献に根拠があるかないかについてです。今回の事後回答でもこのことに回答されていないので、まずその点についてお聞きしたいです。

コンサルタント
永翁

10mについては、文献の中から引いてきたというよりは、これらの文献を参考に現場の状況を勘案して検討した結果です。それぞれの場所について実際どういった保全エリアを設定しているかについては、非公開審議の中で図を用いて説明させていただきたいと思えます。

片谷委員長

では、その部分は非公開審議で検討しましょう。

大窪委員

公開の場では議論しないということでしょうか。

片谷委員長

10mの考え方について説明するために、非公開資料が必要だということですので。

大窪委員

承知しました。

片谷委員長

それ以外の部分について、公開審議で議論できる内容がありましたら、大窪委員、さらに御発言をお願いいたします。

大窪委員

これらの引用文献については、全く関係のないものであり、10mの根拠にはならないので、取り下げられたほうがよいと思えますがいかがでしょう。

コンサルタント
永翁

引用ではなく参考文献として用いました。

大窪委員

参考にして10mという数値を出されたということでしょうか。

コンサルタント
永翁

これらの文献に10mにした事例があり、それを引用したという意味ではありません。ある程度の幅を持って保全したということを経験したという意味合いで考えていただければと思えます。

大窪委員

全く関係のない数値を持ってきているということであれば、準備書の信頼性が非常に損なわれることだと思えます。

コンサルタント
永翁

実際にどれぐらいの幅を持って保全したかについては、後ほど説明させていただきたいと思えます。10mを保全の幅にしたという誤解もあるかと思っています。

片谷委員長

では、それも後ほど御説明いただきましょう。
続いて、27ページの2-9について、中村寛志委員いかがでしょうか。

中村寛志委員

私の意見としては、湿地に生息している植物や動物は、湿地の水位低下や変化によって大きな影響を受けるので、対策を講じていただきたいということであり、事後回答として、資料4-5にお示しいただいた工夫や事後調査の継続など回答されています。

専門外の立場からの意見ですが、改変区域のところに降った雨が一気に流れてしまうことになるので、雨が降らないときに水が流れなくなり湿地の水位が下がるのか、それとも地下構造の影響で湿地は維持されるのかをはっきりさせるのが望ましいと考えており、これからの検討に注目したいと思えます。また、事後調査での湿地の保全についても検討もお願いしたいと思えます。

片谷委員長	今の件は、今日の時点で事業者から何かコメントされることはありますか。
コンサルタント 永翁	ありがとうございます。今後の事後調査の中でもしっかり確認していきたいと思いません。
片谷委員長	湿地が保全されるかという議論は、水象部会での検討に繋がります。どういう仕組みで湿地が保全されているのかについても、次回の水象部会での議論をお願いしたいと思います。 続いて、28 ページの 2-14 は陸委員の御発言です。お願いいたします。
陸委員	鹿が入らないような柵にするべきではないかという意見に対して、再度検討しますという御回答ですが、今後どういう検討をする予定か心づもりがあればお聞きかせください。
事業者 明円	現在のところ、外側に高い柵をつくるか、出入り可能な形状とするか、どちらかの形状で考えております。
陸委員	それでは回答になっていません。今の時点ではどちらにするか分からないので検討しますということであれば、どういう検討をする心づもりなのかお聞きしたかったのですが、そういう回答であるということは、今のところ考えていないと受け取ってよろしいでしょうか。
コンサルタント 永翁	住民意見等を勘案して、東側からは入れないが西側からは入れるように高さを調整することなどを検討してきましたが、技術委員会の有識者意見として、入らないようにすることが妥当だということですので、御意見を参考に考えていきたいと思えます。
陸委員	前回指摘したときも、鹿の専門家に話を聞いて再度検討するということだったと記憶しています。 昨日も調査に行きましたが、計画地周辺は鹿が非常に多く生息しています。ここに餌場を作ってしまうと個体数がさらに増え、湿地の中で保全されている植物への食害も発生する可能性が高いので、入らないようにするべきだと思います。 鹿の先生に確認すれば、入れないようにするべきだというのは分かると思いますので、確認していただきたいと思えます。
コンサルタント 永翁	分かりました。今の御意見を参考に、おそらく御意見に沿った形で検討されることになると思えます。御意見いただきましてありがとうございます。
陸委員	鹿は保護の対象というより害獣対策の対象としてのウエイトが高くなっています。特に食害で希少植物が消失してはいけなないので、できるだけ害獣対策が優先される計画をお願いしたいと思います。
片谷委員長	では、次に進みます。30 ページの 1-54 は亀山委員の御発言でございます。モニタージュの大きいものを提出いただきましたがいかがでしょうか。
亀山委員	資料 3-1 に、それぞれの視点場からの見え方のモニタージュの写真を拡大して掲載していただきました。見えにくいものや、かすんでいるところもありますが、総じて言えることは、例えば、杖突峠もそうですし、守屋山もそうですが、非常に明瞭に分かります。このことはしっかり書いておいていただきたいと思えます。 杖突峠にしろ守屋山にしろ、非常に大事な場所であります。特に守屋山は諏訪信仰と

の関係で大事な場所ですが、計画地がものすごく明確に見えます。信仰上も大事な山からこんなに見えていいのかと言いたくなるような見え方です。杖突峠も諏訪盆地を見下ろす大事な視点場であり、展望台もあります。こういったところからの見え方を確認すると、景観に対する影響は大きいと言わざるを得ないわけです。

モニタージュはこのくらいの大きさで作っていただかないと、そういったことが明瞭になりません。遠くを見ているから小さくて見えないということではなく、通常興味を持って見るとこのくらいの見え方で見えてくるわけですので、非常にインパクトが大きいです。明瞭に視認されるということは、しっかり書いておいていただきたいと思います。

コンサルタント
永翁

視認されるという点については、評価書に記載させていただきたいと思います。相当拡大していますので、これが自然の見方かどうかということには分かりませんが、少なくとも確認できるということは御指摘のとおりだと思いますので、しっかり記載させていただきたいと思います。

片谷委員長

よろしく申し上げます。
続きまして31ページの2-16は再び陸委員の御意見ですが、いかがでしょうか。

陸委員

回答いただいたように、観光への影響がなるべく少なくなるように調整していただければと思います。よろしく申し上げます。

片谷委員長

観光車両への配慮ということで、最大限努力していただくようお願いしたいと思います。私も関連して発言しておりますけれども、同じ意見でございます。

続きまして31ページの2-17、2-18は私の発言です。伐採木については、具体的な用途等を検討されているということですが、再生可能エネルギー事業によって別のところで環境負荷を増やしてしまうと、何のための再生可能エネルギーかということになってしまいます。廃棄物による環境負荷は最小限にする努力をしていただかなければいけませんので、鋭意ご対応ください。

2-18の温室効果ガスについては、この事業によってどれだけの環境負荷を減らすことができるのか明確にすることが重要であるという指摘です。評価書に反映させていくか検討したいということですが、経済産業省も太陽光発電の環境影響評価の検討を始めていますので、よい先事例になるように、ぜひ鋭意検討していただきたいと思います。

続きまして、32ページに2-19と2-20の大窪委員の意見があります。もし希少種の話が出てくるようでしたら後に回しますが、そのほうがよろしいですか。

大窪委員

はい。

片谷委員長

では、この項目についての議論は後にさせていただきます。

33、34ページの2-23、2-25、2-27、2-28は中村寛志委員の御意見ですが、これも希少種に関わる意見になると思いますので、非公開の場での審議でよろしいでしょうか。

中村寛志委員

2-27については了解しました。

片谷委員長

2-27については了解という御回答です。他の項目については非公開審議で確認させていただきたいと思います。

35ページには北原委員の御意見が2つありますが、公開の場で御発言いただけることはありますか。

北原委員

非公開審議での議論でお願いします。

片谷委員長 分かりました。35 ページの 2-31 は中村雅彦委員ですが、いかがでしょうか。

中村雅彦委員 ノジコというホオジロの仲間について、第 1 回審議では繁殖は確認していないとの回答でしたが、データを確認したところ非常に繁殖の可能性が高いので、その前提で調査してくださいという依頼です。ですから、2-31 の回答についてはよろしくお願いします。
 すごく心配しているのは、ノジコという鳥は湿地にかなり依存する鳥なので、湿地が保全されないと、おそらくノジコはいなくなります。陸委員も御指摘していますが、湿地について非常に心配なのが鹿です。広大は範囲をフェンスで覆っても、その中に 1 個体でも鹿が残っていれば、逃げ出せずに湿地の餌を食べてしまうのではないかという不安があります。私もどうしたらよいか分かりませんが、鹿がいない状態でフェンスをするのが一番望ましいと思います。
 湿地の餌が一番おいしいですから、事業地内に残った鹿がムシャムシャ食べてしまい、湿地がなくなってしまう。そしてノジコがいなくなってしまうということを心配しています。

片谷委員長 先ほど鹿の食害対策に十分過ぎる配慮をお願いしたところなので、これはしっかりやっていたくしかないという状況かと思えます。

中村雅彦委員 例えば、敷地を全部フェンスで囲うとして、フェンスの中に鹿がいたらどうするのですか。

事業者 明円 除草などのメンテナンス作業を恒常的に行いますので、敷地への人の出入りはほぼ恒常的にございます。例えば、そういうときに鹿の対策を行うなどの検討をしていければと思います。

中村雅彦委員 撃ってしまうとか、そういったことまで考えたほうがよいと思います。

片谷委員長 鹿が専門の研究者の助言を得て対応を検討してください。御巫委員、何かご存じのことはありますか。

御巫委員 千葉も鹿の被害にあっているので様々なことを見聞きしていますが、専門の方も多くいらっしゃると思いますので、そういった方の所に行かれるのがよいと思います。

片谷委員長 そういう助言もありましたので、事業者さんで鋭意検討をお願いいたします。

事業者 明円 承知いたしました。

片谷委員長 最後の 2-32 については共通の話ですね。では、これも同様の対応をお願いしたいと思います。
 これで希少種に関わること以外は確認を終了しましたが、御欠席の山室委員から何か御意見は届いていますでしょうか。

事務局 飯田 準備書の内容に関する御意見を山室委員から頂いております。この内容については、第 2 回水象部会で防災調整池の在り方という形で紹介させていただきましたが、魚の生息環境に関する内容でございますので、技術委員会でも紹介させていただきます。
 頂いている御意見の内容は、「事業実施区域東側流域ではサツキマスが確認されているが、事業実施区域末端にコンクリート製ヒューム管があるため、事業計画地内のサツキマスは上下流とは隔離された個体群とされている。しかし、サツキマスの生態・能力を考慮すると、東側流域 C 調整池流出部に設置されているヒューム管からの流出水量、流速、落差の状況から、事業実施流域からの流下は可能であり、また、下流からの遡上

の可能性も高いと考えられる。サツキマス地域生息環境を維持するためには、産卵域と下流河川域との一体的な河川環境を保全することが重要であり、産卵床の機能を有する事業実施流域と下流域とを調整池を設置することで分断してしまうことは、サツキマスの生息に看過し得ない影響を与えることになる。当該流域で確認されているサツキマスが地域固有の種である場合には、生態系に与える影響の大きさは殊更である。

当該流域に計画する調整池は、サツキマスの流下・遡上を阻害することなく、河川の連続性を確保できる構造とする必要性が高く、現在予定されている調整池の計画は抜本的に見直す必要がある。調整池の構造検討に当たっては、流域に生息する魚類への影響を踏まえるため、地域の有識者と十分協議する必要がある。」と御意見をいただいております。

片谷委員長 この御意見は、既に事業者さんには伝えていただいておりますか。

事務局 飯田 前回の水象部会で伝えてございます。

片谷委員長 事業者さんから、今日の段階でコメントされることはありますか。

事業者 明円 今日の段階でコメントすることはございません。

片谷委員長 では、御指摘にどう対応されるかについては、次回までにご検討いただくようお願いいたします。

この後、非公開資料を御説明いただくこととなりますが、それ以前に公開の場で御発言いただくことがありましたら承ります。亀山委員どうぞ。

亀山委員 事務局へのお願いですが、水象部会で非常に熱心に御審議いただいている内容を報告書等の形でまとめていただくことはすごく大事なことだと思います。

技術委員会での議論は、議事録もありますし技術委員会意見のまとめもありますが、水象部会で御検討いただいていることについては、何もしていないと記録が残らないことになってしまいます。非常に大事な問題を相当専門的な立場からしっかり御議論いただいているわけですので、報告書のような形にまとめて出していただくことを御検討いただきたいと思います。

片谷委員長 議事録は作成されていますね。

事務局 飯田 水象部会につきましても技術委員会と同様に公開で審議しておりますので、議事録についても作成し、随時資料とともにホームページで公開してまいります。部会での議論についても、技術委員会意見をまとめる時と同じような形式で、部会意見として取りまとめ、更に技術委員会で集約していければと考えてございます。

亀山委員 先ほど鈴木部会長から、5点にまとめてこんなことを議論してきましたとお話しただきましたが、あのような形でまとめていただきたいと思います。議事録は全然脈絡なく出てきますが、こういうことを議論してこういう結論に至っているということが分かるような形でまとめていただきたいと思います。

片谷委員長 要するに意見集約表ですね。委員会でまとめている意見集約表と同じ書式で、部会の意見集約表としてまとめていただければ、亀山委員がおっしゃった要約版的な資料になるかと思います。事務局、それでよろしいですか。

事務局 飯田 はい、そのように整理いたします。

片谷委員長

重要な御指摘をいただきましたので、事務局で対応をお願いいたします。
それでは、これから非公開部分の審議を行いたいと思います。貴重な動植物保護の観点から非公開で審議をしなければなりませんので、大変恐縮でございますが、傍聴の皆さまと報道関係の皆さまは退席をお願いいたします。
この後残っております議事は、非公開審議の後に別の案件の事後調査報告だけでございますので、この件に関しては公開での審議は終了でございます。

=====ここから非公開審議=====

=====ここまで非公開審議=====

片谷委員長

議題(3)はどうでしょうか。これは延期できますか。

事務局
飯田

次回に延期させていただきます。

片谷委員長

では、申し訳ございませんが事後調査報告書に関する審議は次回に延期させていただきます。
事務局から今後の予定等の説明をお願いします。

事務局
飯田

今後の技術委員会ですが、第6回技術委員会を11月21日(木)に県庁議会棟第1特別会議室で開催いたします。

審議の開始時間は、事業者から提出される資料の内容により調整したいと思いますが、審議内容が多い場合には、午前10時からの開始を予定したいと考えております。審議時間等は、決まり次第お知らせさせていただきます。

審議案件は、中部横断自動車道の方法書に関する4回目の審議、諏訪市四賀ソーラー事業の準備書に関する4回目の審議及びリニア中央新幹線事業に関する環境保全計画等を予定しております。本日審議ができませんでした事後調査報告についても、この中で報告させていただきたいと思っております。

開催通知は後日お送りしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

なお、本日御審議いただきました中部横断自動車道の方法書や諏訪市四賀ソーラー事業の準備書の内容につきまして、追加の御意見等がございましたら、一週間後の10月31日(木)を目途に事務局へお寄せいただくようお願いいたします。以上です。

片谷委員長

皆様御協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局
飯田

本日の技術委員会はこれで終了します。ありがとうございました。